

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成29年12月6日

【発行者名】 マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 山本 真一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワー N館

【事務連絡者氏名】 谷澤 儀彦

【電話番号】 03-6267-1955

【届出の対象とした募集（売出） マニユライフ・未来投資戦略ファンド（為替ヘッジあり）  
内国投資信託受益証券に係るファ マニユライフ・未来投資戦略ファンド（為替ヘッジなし）  
ンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出） 各ファンドにつき1兆円を上限とします。  
内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年7月24日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還（予定）の手続きに伴い記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

## (7)【申込期間】

<訂正前>

平成29年7月25日（火）から平成30年7月24日（火）まで

（注）継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

平成29年7月25日（火）から平成30年7月24日（火）まで

（注）当ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を平成29年12月27日までとし、平成30年1月26日をもって信託を終了する予定です。詳しくは「(12)その他\_\_\_\_\_信託終了（繰上償還）の予定について」をご参照下さい。

## (12)【その他】

<訂正前>

～（略）

<訂正後>

～（略）

信託終了（繰上償還）の予定について

当ファンドは、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。

## 1. 書面による決議の概要（繰上償還を予定する理由）

当ファンドは、2015年10月20日に設定し、投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ってまいりましたが、このたび、投資対象である複数の投資信託証券が償還される見込みであることが確認されました。このような状況下、本来の商品性を維持し、運用目標を達成することが困難になると考えられるため、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。また、純資産総額が信託約款に定められた繰上償還の基準となる30億円を大幅に下回っていることから、信託契約を解約し繰上償還を行うことが妥当と判断いたしました。

## 2. 繰上償還に係る書面決議の手続きの日程

受益者の確定日	2017年12月6日
書面による議決権の行使期限	2017年12月26日（必着）
書面による決議日	2017年12月27日
（繰上償還の可否が決定される日）	
繰上償還予定日	2018年1月26日

書面による議決権の行使については、2017年12月6日時点の受益者の方（2017年12月4日までに購入の申込みをなされた方を含みます。）を対象にしております。

2017年12月5日以降に当ファンドの購入をお申込みいただき、これに伴い当ファンドの受益権を取得した受益者につきましては本議決権の付与はございませんのでご了承下さい。

本繰上償還の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

なお、上記の議決権数による賛成が得られず本繰上償還の書面決議が否決された場合には、当ファンドの繰上償還は行いません。この場合、信託契約を継続する旨を本決議の日以後、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

本繰上償還に関する決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、上記決議の日の翌日以降弊社のホームページ（<http://www.mamj.co.jp/>）でご覧いただくか、お取引先の販売会社で確認することができます。

**第二部【ファンド情報】****第2【管理及び運営】****1【申込（販売）手続等】**

## &lt;訂正前&gt;

申込みの受付（販売会社の営業日）

平成29年7月25日（火）から平成30年7月24日（火）まで

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

- ・ニューヨークの銀行休業日
- ・ロンドンの銀行休業日
- ・ダブリンの銀行休業日
- ・ニューヨーク証券取引所休業日
- ・ロンドン証券取引所休業日
- ・アイルランドの証券取引所休業日

詳しいお申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

（以下略）

## &lt;訂正後&gt;

申込みの受付（販売会社の営業日）

平成29年7月25日（火）から平成30年7月24日（火）まで

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

- ・ニューヨークの銀行休業日
- ・ロンドンの銀行休業日
- ・ダブリンの銀行休業日
- ・ニューヨーク証券取引所休業日
- ・ロンドン証券取引所休業日
- ・アイルランドの証券取引所休業日

詳しいお申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

（注）繰上償還が決定した場合、申込期間を平成29年12月27日までとし、平成30年1月26日をもって信託を終了する予定です。

（以下略）

**3【資産管理等の概要】****（3）【信託期間】**

## &lt;訂正前&gt;

平成27年10月20日から平成38年4月27日までとします。

ただし、後記(5)[その他]1.ファンドの償還条件等の規定によりファンドを償還させることがあります。

## &lt;訂正後&gt;

平成27年10月20日から平成38年4月27日までとします。

ただし、後記(5)[その他]1.ファンドの償還条件等の規定によりファンドを償還させることがあります。

（注）繰上償還が決定した場合、信託期間は平成30年1月26日までとなります。